

令和5年度 愛知県

三河港

輸出入コンテナ助成金制度

《 対象：荷主様 》

コチラからも
詳細をご覧ください



助成金制度の3つのポイント

コンテナ
(20・40ftとも) 1本
最大15,000円
を助成

新規荷主様は
最大3年度間
継続補助

昨年度までの100TEUから
年間最大
150本まで
上限拡大

対象期間 (ただし、予算の限りあり)

新規荷主：令和5年3月1日～令和6年2月末日

継続荷主：令和5年1月1日～令和5年12月末日

【助成金制度の概要については裏面をご覧ください】

【お問合せ先】 三河港振興会 事務局
豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172
E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

令和5年度三河港 輸出入コンテナ助成金制度概要

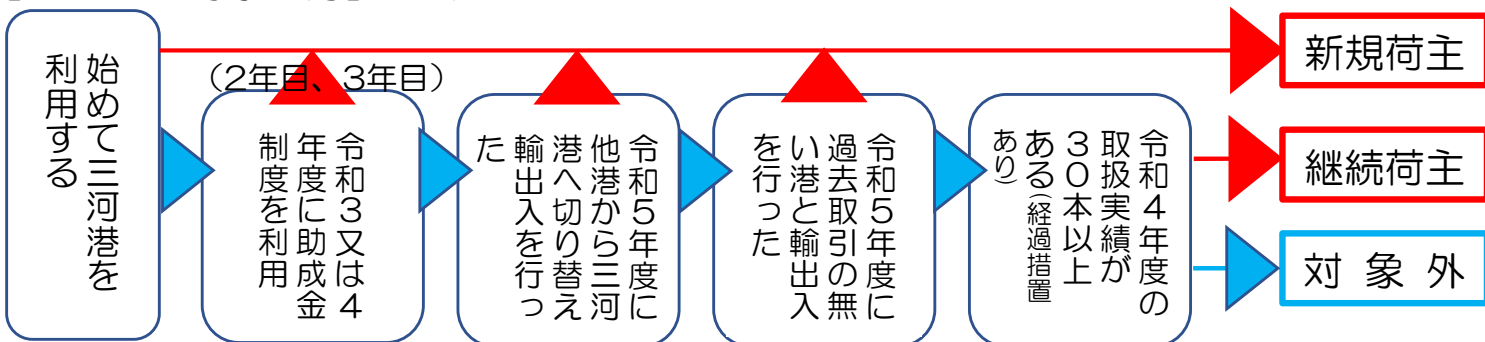
【用語の定義】

荷主	船荷証券に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有する事業者
貨物利用運送事業者	荷主とトラック等実際の運送を行う運送事業者との間に立って、貨物の取扱運送、利用運送及びこれらに付帯する業務を行うことを業とする事業者
県外貨物	輸出入貨物において愛知県外にてバンニング又はデバンニングした貨物
農林産物(輸出のみ)	財務省貿易統計の輸出統計品目表において第2部第7類、第8類及び第9部第44類に分類されるもの。

【助成制度の内容 (その他については「令和5年度三河港輸出入コンテナ助成金制度実施要綱」によります)】

制度対象	内容
区分	①新規荷主向け (新たに三河港を利用される企業の皆様) ②継続利用荷主向け (三河港をご利用中の企業の皆様)
対象 (区分により異なります)	①新たに三河港を利用される荷主に対し交付開始年度を含めた3年度間(他港切り替えについては新規貨物分のみ対象) ②三河港定期航路を利用し令和4年の輸出入取扱量が30本以上且つ、令和5年の輸出入取扱量が令和4年実績を1本以上上回った荷主に対し上回った貨物量のみ ※ただし、令和5年度に限り定期航路を利用し令和4年の輸出入が30TEU以上で令和5年の輸出入が令和4年よりも1本以上上回った継続利用荷主も対象とする
助成額	10,000円/本(20・40ftとも1本とする) ※県外貨物又は農林産物(輸出のみ)の場合15,000円/本
上限	150本 ※県外貨物又は農林産物(輸出のみ)の場合は最大225万円まで
対象期間 (区分により異なります)	①令和5年3月1日 ~ 令和6年2月末日 ②令和5年1月1日 ~ 12月末日 ※ただし、予算の限りあり
提出期限 (区分により異なります)	①令和6年3月15日(都度申請も可) ②令和6年1月末日
申請	指定の申請用紙に必要事項及び関係書類を添付(代表者印等の押印不要、Eメールも可)
備考	①②の重複申請は出来ません

【助成金の対象区分】 (凡例: YES → / NO →)



【三河港に関する情報】

三河港振興会	検索
--------	----

URL : <https://www.port-mikawa.jp/>